地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、 市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 14 項の規定により公表する。

令和3年5月28日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 大島洋一

記

第1 定期監査結果に基づく措置 別紙のとおり

# 〇定期監査

【令和3年4月13日付け上監委第68号】分

### 指摘事項

#### ○雨水管理費

古川排水樋管排水ポンプ修繕工事、古川排水樋管修繕工事について、排水ポンプを設置したものであるが、契約を3分割し、それぞれ1者随意契約としていた。このことについて照会したところ、「平成29年の台風時に稼働までに2時間かかり、迅速な対応ができなかったため、地元からの要望を受け排水ポンプを常設することなり、台風に備えるため緊急で行う必要があった。」とのことであるが、必要性が予見可能な場合については計画的に手続きを行い、適正な契約事務となるよう改められたい。

# 改善・対応措置【実施日】

### 再発防止措置【実施日】

### ○改善·対応措置

- ・工事内容や契約手続きの適正を確認し、工事業種が異なるなど、分割して発注する必要がある場合は、所属長がその必要性を判断する。
- ・緊急性が高い修繕が発生した場合は、直ちに所属長に報告し、契約課通知である「緊急を要する発注について」の内容に従い修繕の発注を行う。

【実施日:令和3年4月14日】

#### ○再発防止措置

・予算執行にあたり、不適切な事務が発生しないよう、経 費執行伺いの段階で、担当者から業務内容についての報告 を徹底させる。

【実施日:令和3年4月14日】